

所得税の確定申告、市・道民税の申告

◆申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

場 所		日 時	
市役所	第1会議室(3階)	2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く。	9時～11時30分 13時～16時30分
	税務グループ(1階6番窓口)	2月24日(日)・3月3日(日)	
鷺別公民館	2月25日(月)～27日(水)		
婦人センター	3月4日(月)・5日(火)		
登別温泉ふれあいセンター	3月1日(金)		

※事業所得などの確定申告は受け付けません。
※所得税の還付申告は、室蘭税務署と税務グループで受け付けています。



メリット

- ①最高3,000円の税額控除
 - ②添付書類の提出省略
 - ③還付金がスピーディー
 - ④24時間利用可能
- 確定申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で簡単に作成することができ、送付や電子申告(e-Tax)で提出できます。

◆申告が必要な方

市内に住所のある方は、原則として所得税の確定申告または市・道民税の申告をする必要があります。

※次の要件に該当する方は申告の必要はありません。

- ・給与収入のみ(年末調整済み)で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方で所得税が追徴となる場合は、申告の必要はありません。

※所得税の還付を受けるため、住民税の適正な賦課のために確定申告をすることができます。

◆電話で申告ができる方

次の方は、税務グループにご連絡ください。

- ・平成24年中の収入が無かった方
- ・収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
- ・収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

※医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度)の保険税(料)の算定や市が行う医療助成の受給者証交付などに影響がありますので、忘れずにご連絡ください。

◆申告に必要なもの

- ①申告する方の印鑑(朱肉を使うもの)
- ②平成24年中の収入金額を証明する書類(原本)
 - ・給与所得・公的年金の源泉徴収票
 - ・報酬・料金などの受給額を証明する書類(支払調書など)
 - ・不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
 - ・生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
 - ・生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類
- ③平成24年中の社会保険料などの支払いを証明する書類
 - ・国民健康保険または後期高齢者医療保険料の納付確認書(はがき)または領収書
 - ・介護保険料の領収書
 - ・国民年金保険料控除証明書または領収書
 - ・健康保険料(任意継続)の領収書
 - ・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
- ④配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類(源泉徴収票など)
- ⑤医療費控除を受ける方は、平成24年中に支払った医療費の領収書および明細書、医療費を補てんする保険金(高額療養費、入院給付金など)の金額が分かるもの
※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』(税務グループに備え付け)などに医療費の内訳と合計額を記載したものを持参してください。
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける方(平成24年中に入居した方)
 - ・住民票の写し
 - ・家屋の登記簿謄本の写し
 - ・家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
 - ・土地の登記簿謄本と売買契約書の写し(敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ)
 - ・金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
 - ・建築士から交付された増改築等工事証明書(家屋の増改築の場合のみ)
- ⑦障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- ⑧所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号のわかるもの

◆住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(平成11年～18年、平成21年～24年入居の方)

所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれない場合、翌年度の市・道民税の所得割額より控除できる場合があります。平成22年度より『住宅借入金等特別税額控除申告書』の提出が不要となりましたので、一部の方を除いて申請の必要はありません。申請が必要な方については、市からご連絡します。

問い合わせ 税務グループ(☎85 1 1 5 5)、室蘭税務署(☎22 4 1 5 1)